

野田市農業委員会総会会議録（第 11 回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和 2 年 10 月 9 日午後 3 時、野田市農業委員会総会を野田市役所 2 階中会議室 1.2 に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番 石 山 幹 雄	2 番 石 山 高 弘
3 番 藤 井 愛 子	4 番 川 辺 茂
5 番 筑 井 正	6 番 古 谷 文 夫
7 番 齊 藤 和 夫	8 番 石 塚 正 夫
9 番 染 谷 美佐夫	10 番 針ヶ谷 久 翁
11 番 青 木 進	12 番 宇佐見 稔 久
13 番 吉 岡 清 美	

1. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について

第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第 5 号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主事	高梨 将克

議長 ただいまから令和 2 年第 11 回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第 1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

8番 石塚 正夫 委員

9番 染谷 美佐夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第3号までとなっております。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で4544平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年9月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井委員 今月は1班が担当で、10月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、2番、4番、5番、議案第3号申請番号1番から7番については石山（高）委員、議案第1号申請番号3番、6番、7番、議案第2号申請番号1番から3番、議案第3号申請番号8番から12番は青木委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について石山（高）委員から報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字前口の畑3筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で2509平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢で管理が難しいため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するため

となっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年9月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、目吹字砂田の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1375平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢のため農業経営の縮小をはかるため、譲受人は、農業経営の拡充をはかるためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年9月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、船形字昭和中の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で158平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、営農していないため、譲受人は、隣接自己所有地と一体として耕作し

たいためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年9月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、瀬戸字下田の畑1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で17平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、対象地が自宅に近く、利便性が良いためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年9月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、木野崎字天神前の畑1筆で雑草が生えていました。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で287平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、自宅から遠く耕作に不便なため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年9月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第1号申請番号6番について報告します。

申請地は、東宝珠花字下ノ内の畑1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で961平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業後継者不在に伴い、資産整理のため、譲受人は、隣接地を所有しているため、耕作利便のためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年9月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第1号申請番号7番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字前坪の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 申請番号5番でお尋ねします。

17平方メートルということですが、この譲受人の方の土地は隣接してますか。

事務局 隣の所有者が、ここを購入します。

筑井委員 よくわかりました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1631平方メートルとなっております。

転用の目的は、太陽光発電施設用地です。

令和2年9月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、現在ある植木を抜根して整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、敷地をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から申請番号3番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書及び融資に関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で2020平方メートルとなっております。

転用の目的は、太陽光発電施設用地です。

令和2年9月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、現在ある植木を抜根して整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、敷地をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で575平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

令和2年9月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第2号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土等を行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、貸駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック塀で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認めら

れます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番、2番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番、2番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑6筆で1652平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転及び使用貸借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年9月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号1番、2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、盛土は行わず、整地のみで太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番、2番の説明をする前に、申請番号1番から7ページの申請番号12番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番、2番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で1932.89平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸車両置場用地です。

令和2年9月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中と肥培管理された農地で一部雑草が生い茂っていました。

計画内容は、伐採、伐根、整地し、砕石を敷き、貸車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にブロックを積みフェンスで囲い、土砂の流出を防止する

計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番、5番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号4番、5番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑12筆で6896平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和2年9月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号4番、5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に碎石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号6番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で93平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和2年9月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、砂利敷きにて整地し、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で2817平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による保育所用地です。

令和2年9月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、埋立て等は行わず、保育所を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、あぜ板による仕切りを設け、土砂等の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資に関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番、9 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 8 番、9 番についてご説明いたします。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 856 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 9 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第 3 号申請番号 8 番、9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、埋立て等は行わず、転圧により整地し、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう高低差を設けず、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1381 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 2 年 9 月 25 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第 3 号申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、境界からセットバックしてフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1285 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 9 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第3号申請番号11番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、境界からセットバックしてフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号12番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号12番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で2958平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和2年9月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

青木委員 議案第3号申請番号12番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 申請番号1番と2番、所有権移転有償、使用貸借権、1番は有償の所有権移転だつてことで、普段、有償とか無償って入ってないので、これちょっと確認したい。

2番が使用貸借権、これ無償ってことですよ。

事務局 所有権移転は有償になります。

使用貸借権については、地下に配管が埋設されておりまして、所有者が使用しているものなので、所有権移転ができないため、無償の貸し借りになったという経緯です。

筑井委員 この所有権移転で普通有償とか無償って入れないですよ。

入れた理由ですよ。

なぜ、権利のところには有償って入れたのか。

事務局 通常、記載しません。

誤植です。

筑井委員 次に申請番号3番、地番2105 その下2105-1とありますけども、これミスじゃないか

と思いますが。

普通 2105-1 があつたら 2105 は、無いはずですよ。

事務局 ミスではなくて登記簿上も公図上もこうなっています。

筑井委員 わかりました。

最後、これ私の認識不足なんです、申請番号 7 番の保育所用地ですが、これは、農地転用できる条件っていうのは何ですか。

なぜ、保育所っていう建物ができるんですかね。

事務局 都市計画法上要件がありますので建てられますが、この保育所は市のエンゼルプランにのってまして公益上必要な建築物として認められたというところで、開発要件があるということになっております。

筑井委員 あくまでも公益上っていうことで、いわば特例みたいなものですね。

普通、全然違うところに保育所建てますよっていったら、許可になりませんよね。

事務局 そこは確認しないとわかりませんが、今回は市のエンゼルプランにのっているからということで公益上必要な建築物として認められています。

この保育所は、数百メートルの距離に既存の保育所がありまして、それを移転するという事です。

筑井委員 わかりました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 5 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の 1 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、1 件受理しております。

次に2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に3ページから5ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、11件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理いたしました。

次に6ページから8ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、1法人より3か年分の報告がありました。

次に9ページをご覧ください。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が1件ありました。

以上です。

議長 報告第5号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっているため、委員が現地調査を行っております。

登記官照会番号1について、調査にあたった石山委員より報告をお願いします。

石山（高）委員 去る7月31日に私と栗原推進委員、野口推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、鶏舎敷地の一部になっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長 それでは、本日の運営委員会で協議決定された事項について、ご報告いたします。

「第5回農業委員、農地利用最適化推進委員合同会議について」ですが、例年、10月末に千葉県農業会議主催で開催されております、東葛飾・千葉ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止及びクラスター発生防止の観点によ

り、中止となりました。

なお、研修会中止の対応策として、関東農政局、県農地・農村振興課、県園芸協会、県農業会議合同での市町村巡回研修会を実施しておりますので、11月の農業委員、農地利用最適化推進委員の合同会議の中で、研修会として開催することといたしました。

その他の協議事項については、従来、委員が新規になった時には、懇親会や、意見交換会、暮れに忘年会、または、新年会を開催して、意見交換をしておりますけども、新型コロナウイルスの関係から、それが中止となりました。

よって、地区別に推進委員、農業委員で懇談会というか、意見交換会をやったらどうかというような意見がでましたので11月9日の午前中に、もう1回運営委員会を推進委員を交えて開催して、決定をしていきたいというふうに思いますので、決まりましたらご報告をいたします。

なお、実施するにあたっては、12月8日農業委員会総会前に開催し、1月の奇数月の合同会議は、12月に繰り上げて開催したいと予定しております。

この件については、11月9日の運営委員会で決定したいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。（午後3時56分）